

## 「公取委による中小事業者のための移動相談会」の御案内

公正取引委員会では、下請取引、商品の納入取引、運送取引などで困っている、また、下請法の内容などについて詳しく知りたいといった事業者の集まりや団体の会合など（3社以上のグループ）を対象に、公正取引委員会の担当者がお伺いし、下請法などの説明や相談をお受けします。

本相談会への参加を希望される方は、裏面の申込用紙に必要事項を記載の上、**ファックス(087-862-1994)**でお申し込みください(送り状不要)。

- ・ 希望の日時・場所にお伺いします。
- ・ 本相談会の費用は無料です。
- ・ お受けする相談内容の秘密は厳守します。
- ・ 相談会当日に下請法などのパンフレット（無料）を配付します。

取引先（発注者）による次のような行為は、下請法で問題となる場合があります。

(下請法が適用されるためには資本金や取引内容などで一定の要件があります。)

- \* 注文を受けた後に値引きされた。
- \* 納品したものを返品された。
- \* 協賛金を要求された。
- \* 約束した日に代金を支払ってもらえなかった。
- \* 代金を安く買いたたかれた。
- \* 発注を取り消された。
- \* 無償で追加作業ややり直しをさせられた。
- \* 長すぎるサイトの手形を渡された。
- \* 必要のない商品やサービスを買わされた。
- \* 代金の支払日より前に原材料の代金を決済された。
- \* 下請法の問題を公正取引委員会に知らせたため嫌がらせを受けた。

申込み・問い合わせ先

高松市松島町1-17-33

公正取引委員会 四国支所 下請課

電話 087-831-4071

ファックス 087-862-1994

申込用紙は裏面にあります。